

## 中学生向けライフキャリア教育教材改定検討部会の設置及び運営に関する要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、中学生向けライフキャリア教育教材改定検討部会の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

## （設置）

第2条 次条第1項各号に掲げる事項について調査審議するため、神奈川県男女共同参画審議会規則（神奈川県規則第41号）第6条第1項の規定に基づき、中学生向けライフキャリア教育教材改定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第3条 検討部会は、次に掲げる事項について調査検討し、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）にその結果を報告し、又は意見を建議する。

- （1）教材改定検討に関する調査審議
- （2）その他男女共同参画の推進に関する事項の調査審議

## （委員）

第4条 専門部会の委員（以下「部会委員」という。）の数は **2人以内** とし、審議会の会長が指名する。

- 2 部会委員は、知事が委嘱するものとする。
- 3 部会委員の任期は、令和8年3月末までとする。
- 4 部会委員は、再任されることができる。

## （庶務）

第5条 専門部会の庶務は、県民局県民活動部人権男女共同参画課において処理する。

## （委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営その他専門部会に関して必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要領は、令和7年7月30日から施行する。